

令和2年11月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和2年11月13日(金)
開会 13時34分 閉会 15時20分
- 2 開催場所 市役所会議棟 1階 大会議室
- 3 出席委員 16名
 1 大塚 壹 2 久保田 哲 3 柴田 重雄 4 進士 晴弘
 5 鈴木 清壽 6 園田 睦子 7 田代 昌晴 8 塚本 仁司
 10 増本 努 11 松本 禎夫 13 提坂 幸一 14 松下 宣良
 15 森西 正昭 16 鈴木 聡 17 鈴木 芳信 19 山下 忍
- 4 欠席委員 3名
 9 仲山 和彦 12 八木 純子 18 森 孝雄
- 5 議事日程
 第1 議事録署名人の指名
- 第2 報告 第32号 農地法第3条の3第1項の届出について
 第33号 農地法第18条第6項の通知について
 第34号 畑作転換の届出について
 第35号 農業用施設証明願について
 第36号 農地転用の届出について
 第37号 農地利用配分計画書の通知について
- 第3 議案 第54号 農地法第3条(所有権の移転)について
 第55号 転用許可後の事業計画変更について
 第56号 農地法第4条について
 第57号 農地法第5条について
 第58号 非農地証明願について
 第59号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 堀井 直樹
 次長兼係長 山本 敏幸
 主 査 紅林 直樹
 主 事 池田 梨左
 主 事 藤原 敬志

7 会議の概要

- 会長（山下 忍） ただいまから令和2年島田市農業委員会11月総会を開催します。
本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。
9番 仲山和彦委員、12番 八木純子委員、18番 森孝雄委員から欠席の届出がありました。
本日の出席者は16名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。
- 議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。
- 事務局（山本次長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

- 議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。
- 出席委員（異議なし）
- 議長（山下 忍） それでは議事録署名人は、5番の鈴木清壽委員と7番の田代昌晴委員にお願いいたします。
次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の山本次長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

- 議長（山下 忍） それでは、報告第32号から報告第37号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第32号 農地法第3条の3第1項の届出について）

- 事務局（山本次長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。
報告第32号 農地法第3条の3第1項の届出について
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。
令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍
件数は、10件です。
2ページから5ページになります。
報告第32号につきまして、別紙のとおり10件の届出がございました。
これらの内容ですが、取得の理由は、すべて相続によるものです。
また、あっせん等の希望があるものは4番、7番及び8番の3件です。
それぞれの案件におきまして、転用許可済地や耕作放棄地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

（報告第33号 農地法第18条第6項の通知について）

- 次は6ページになります。
報告第33号 農地法第18条第6項の通知について
下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。
令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍
件数は、10件です。
賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。解約後は利用収益が7件、自作

が3件でいずれも利作補償はなし。基盤法による解約が8件で、うち農協転貸の解約が4件、農地法による解約が2件です。

(報告第34号 畑作転換の届出について)

次は9ページです。

報告第34号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

届出人は稲荷二丁目の〇〇〇〇さん、所在地は神座の田、現況畑の農地1筆、面積は135㎡、普通畑として利用です。

理由は、農業用水の取水、排水に支障があるため、父の代より既に畑として利用していたが、届出をしていないことが発覚したため申請に及んだとのことです。

(報告第35号 農業用施設証明願について)

次は11ページです。

報告第35号 農業用施設証明願について

農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第32条第1項に定める農業施設について、次のとおり証明願があったので報告する。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

申請者は金谷天王町の〇〇〇〇さん、申請地は神座の田、661㎡の内191.78㎡、目的は農業用倉庫、鉄骨平屋造、施設面積は50.54㎡、駐車場等141.24㎡、耕作用機器及び肥料等の収納です。

申請地は、主要地方道島田川根線沿いで神座小学校から北西へ約140mに位置します。

(報告第36号 農地転用の届出について)

次は13ページです。

報告第36号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、6件です。

1番から5番の賃貸人はいずれも〇〇〇〇で、理由は、携帯電話基地局を建設するため、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間の賃貸借（自動更新）となります。

土地の所在等ですが、1番の賃貸人は相賀の〇〇〇〇さんで、所在は相賀の農地1筆、176㎡のうち1㎡です。

場所は大井川広域水道企業団から西へ約90mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

2番の賃貸人は神座の〇〇〇〇さんで、所在は神座の農地1筆、2,352㎡のうち1㎡です。

場所は北部ふれあいセンターから南西へ約150mに位置し、宅地化の状況が連たんしている程度に達している区域に近接する10ha未滿の農地であるため、農地区分は第2種農地と考えられます。

3番の賃貸人は阪本の〇〇〇〇さんで、所在は阪本の農地1筆、238㎡のうち1㎡です。

場所は谷口下公民館から南西へ約220mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

4番の賃貸人は川根町身成の〇〇〇〇さんで、所在は川根町身成の農地1筆、567㎡のうち1㎡です。

場所は島田消防署川根南出張所から北へ約240mに位置し、1種、2種、3種いずれの要件にも該

当しない農地であるため、農地区分は第2種農地のその他と考えられます。

5番の賃貸人は湯日の〇〇〇〇さんで、所在は湯日の農地1筆、155㎡のうち1㎡です。

場所は下湯日公民館から南東へ約540mに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）となります。

6番、賃貸人は〇〇〇〇、賃貸人は笹間下の〇〇〇〇さんで、所在は笹間下の農地1筆、261㎡のうち13.25㎡です。

場所は大森公会堂から北東へ約160mに位置し、1種、2種、3種いずれの要件にも該当しない農地であるため、農地区分は第2種農地のその他と考えられます。

理由は、携帯電話基地局を建設するため、令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間の賃貸借（自動更新）となります。

（報告第37号 農地利用配分計画書の通知について）

次は16ページになります。

報告第37号 農地利用配分計画書の通知について

下記のとおり農地中間管理事業に係る農地利用配分計画書の通知があったので報告する。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、6件です。

権利を設定する者はいずれも静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）で、令和2年8月の総会で中間管理機構へ貸し出すことについて、利用集積計画の決定をいただいているものです。

1番、権利の設定を受ける者は川根町抜里の〇〇〇〇さん。

権利を設定する土地は、川根町抜里の畑2筆、合計581㎡です。

権利の種類は使用貸借権、作物は茶、設定期間は令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間です。

2番、権利の設定を受けるものは川根町身成の〇〇〇〇。

権利を設定する土地は、牛尾他の畑11筆、合計13,046㎡です。

権利の種類は使用貸借権、作物は茶、設定期間は令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間です。

3番、権利の設定を受けるものは菊川の〇〇〇〇さん。

権利を設定する土地は、金谷富士見町の畑4筆、合計2,594㎡です。

権利の種類は賃貸借、作物は茶、設定期間は令和2年11月1日から令和8年6月30日までの5年8か月です。

4番、権利の設定を受けるものは阪本の〇〇〇〇さん。

権利を設定する土地は、中河の田1筆、1,076㎡です。

権利の種類は賃貸借、作物はレタス、設定期間は令和2年11月1日から令和7年12月31日までの5年2か月です。

5番、権利の設定を受けるものは船木の〇〇〇〇さん。

権利を設定する土地は、船木の畑1筆、1,208㎡です。

権利の種類は賃貸借、作物は茶、設定期間は令和2年11月1日から令和5年6月30日までの2年8か月です。

6番、権利の設定を受けるものは神尾の〇〇〇〇さん。

権利を設定する土地は、横岡の畑3筆、合計2,838㎡です。

権利の種類は賃貸借、作物は茶、設定期間は令和2年11月1日から令和7年12月31日までの5年2か月です。

以上、報告第32号から第37号の説明となります。

○議長（山下 忍） 報告第32号から報告第37号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

す。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第54号 農地法第3条（所有権の移転）について、3件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第54号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（山本次長） それでは、20ページをご覧ください。

議案第54号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数、3件です。

ページ変わります。

1番、譲受人は船木の農業、〇〇〇〇さん、81歳、耕作面積は12,673㎡、農業従事日数は本人280日、妻280日。譲渡人は船木の〇〇〇〇さんです。

申請地は、船木の農地1筆、面積は73㎡、区分は売買となります。

理由ですが、譲受人は隣接する農地を所有しており、申請地を譲り受け耕作地の効率的な管理と規模拡大を図りたいとして協議を行ったところ、譲渡人も農業に従事しておらず管理に苦慮していたため話がまとまり申請に及んだものです。

場所は、吉田町・牧之原市広域施設総合リサイクルセンターから北へ約280mに位置しています。

2番、譲受人は川根町家山の会社員、〇〇〇〇さん、35歳、耕作面積はゼロ、農業従事予定日数は本人150日。譲渡人は稲荷二丁目の〇〇〇〇さんです。

申請地は、神座の農地1筆、面積は135㎡、区分は農地付空き家に付随する農地の売買となります。

理由ですが、譲渡人は農業に従事しておらず管理することが難しいため、申請地を譲り渡したく空き家バンクに登録したところ、譲受人から買い受けたいと希望があり、協議を行ったところ双方の合意が得られたため申請に及びました。

場所は、神座小学校から北北東へ約540mに位置しています。

3番、譲受人は三島市の自営業 〇〇〇〇さん、66歳、耕作面積はゼロ、農業従事予定日数は本人200日、妻50日。譲渡人は南一丁目の〇〇〇〇さんです。

申請地は、福用の農地6筆、合計面積は1,541㎡、区分は農地付空き家に付随する農地の売買となります。

理由ですが、譲渡人は農業に従事しておらず管理することが難しいため、申請地を譲り渡したく空き家バンクに登録したところ、譲受人から買い受けたいと希望があり、協議を行ったところ双方の合意が得られたため申請に及びました。

場所は、駿遠学園から西へ約250mに位置しています。

なお、今回の2番及び3番案件については耕作面積を持たない非農家が譲受人となっておりますが、本年10月の総会において、当該地における農地付空き家の売買に伴う3条申請に限り、下限面積を1アールとすることを承認していただいております。

また、譲受人は非農家であり新規就農となりますが、本申請にあたり続けて5年以上耕作する旨の誓約書と茶畑及び普通畑として耕作する旨の耕作管理計画書が提出されています。

3件とも適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（久保田哲） 2番と3番案件については、農地付き空き家に伴う所有権移転ということで、譲受人の経営農地の下限面積を1アールとするということだが、上限はないのか。

○事務局（池田主事） 下限面積を1アールとするものは、空き家に付随する農地を取得する場合の特例で、上限はありませんが対象となる農地は先の農業委員会で承認された農地のみとなります。

なお、3番案件につきましては、新規就農としては面積も多く、そのほとんどが茶園となっておりますが、譲受人はもともと茶業に興味があり、すでに機械等も準備しているとのことであり、意欲的に継続して管理されるものと思われま

○議長（山下 忍） その他、ご意見もないようですので採決いたします。

この議案第54号の農地法第3条（所有権の移転）、3件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この3件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第55号 転用許可後の事業計画変更について、5件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第55号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（山本次長） それでは、22ページとなります。

議案第55号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、5件です。

ページが変わります。

1件目は、昭和56年3月25日許可となっているもので、計画人及び計画内容を変更するものです。

当初計画人は本通七丁目の無職、〇〇〇〇さん、変更後計画人は阿知ケ谷の会社員、〇〇〇〇さんです。

申請地は阿知ケ谷の田、現況畑の2筆で、面積は合計で270㎡です。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由ですが、当初計画人は昭和56年3月に自己住宅敷地として許可を受けたが、転勤により住宅を建築できずに現在にいたっていたところ、変更後計画人より自己住宅敷地として譲ってほしいとの相談があり、話がまとまったため申請に及びました。

2件目は昭和58年1月27日許可となっているもので、計画人及び転用目的を変更するものです。

当初計画人は静岡市葵区の無職、〇〇〇〇さん、変更後計画人は岸町の主婦、〇〇〇〇さんです。

申請地は岸町の畑、現況雑種地の1筆で、面積は261㎡です。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由ですが、当初計画人は昭和58年1月に自己住宅敷地として許可を受け土地の造成を行っ

たが、転勤が取りやめとなり申請地に住宅を建築できなくなり現在に至っていたところ、変更後計画人より駐車場敷地として譲ってほしいとの相談があり、話がまとまったため申請地に及びました。

3件目は昭和48年10月1日許可となっているもので、計画人及び転用目的を変更するものです。

当初計画人は静岡市葵区の〇〇〇〇相続財産管理人で弁護士の〇〇〇〇さん、変更後計画人は静岡市清水区の宅地建物取引業、〇〇〇〇さんです。

申請地は島の田、現況雑種地の2筆で、面積は合計で334㎡です。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由ですが、当初計画人は昭和48年10月に自己住宅敷地として許可を受けたが、住宅の建築を行わないまま亡くなり相続財産管理人が選任され現在に至っていたところ、変更後計画人より住宅用地として譲ってほしいとの相談があり、話がまとまったため申請地に及びました。

4件目は、昭和53年6月26日許可となっているもので、計画人及び転用目的を変更するものです。

当初計画人は三ツ合町の被相続人、〇〇〇〇相続人、〇〇〇〇さん、変更後計画人は三ツ合町の無職、〇〇〇〇さん、及び道悦四丁目の地方公務員、〇〇〇〇さん外1名です。

申請地は道悦四丁目の田、現況畑の1筆で、面積は349㎡です。

場所等の詳細につきましては、4条及び5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由ですが、当初計画人は昭和53年6月に自己住宅敷地として許可を受けましたが、計画外の物置を建築したのみで家族内の事情により住宅の建築は行わず亡くなり、娘である現所有者が相続し現在に至っていた。その後、現所有者の娘夫婦より自己住宅敷地として貸してほしいとの相談があり、話がまとまったため申請地を貸したい。また、物置についても当初の計画にはないものであり現所有者において改めて農地転用の許可を受けたく申請に及びました。

5件目は、昭和63年9月27日許可となっているもので、計画人及び転用目的を変更するものです。

当初計画人は番生寺の農業、〇〇〇〇さん、変更後計画人は同じく番生寺の〇〇〇〇さん外1名の共有となります。

申請地は番生寺の田、現況宅地の2筆で、面積は合計で885㎡のうち、今回計画変更する面積は401㎡で、残りの部分は国道1号バイパス大代IC拡幅工事に伴い用地買収される予定となっています。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由ですが、当初計画人は昭和63年9月に農家住宅及び茶工場敷地として許可を受けたが、店舗兼住宅のみを建築し現在に至っていたところ国道1号バイパス大代ICの拡幅に伴い移転をしなければならなくなったため申請に及びました。

いずれの計画変更についても、諸事情の経過からやむを得ないと考えるものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（久保田哲） どの案件も許可日からかなりの年月が経過しているが、許可日から何年以内に事業実施しないと許可が取り消されるなどの制限はないのか。

○事務局（紅林主査） 農地転用の申請にあたっては、必ず事業期間や工事期間などの計画が記載されていますので、許可後速やかに計画どおり実施していただくわけですが、やむを得ない理由等により計画どおりに実施できなかった場合には計画変更の承認を受け、再度転用申請をしていただくこととなります。

○議長（山下 忍） その他、ご意見もないようでございますので、採決いたします。

この議案第55号の転用許可後の事業計画変更、5件について、承認することにご異議ございません。

んか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの5件につきましては、申請書の提出のとおり承認することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第56号 農地法第4条について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第56号 農地法第4条について）

○事務局（山本次長） それでは、26ページになります。

議案第56号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

ページが変わります。

1番、申請人は高島町の不動産賃貸業、〇〇〇〇さん。申請地は高島町の農地8筆、面積は合計380.48㎡で、共同住宅としての申請です。

場所は高島町公民館から南東へ約100mに位置し、「第一種住居地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、申請人は所有している土地の有効活用について検討していたところ本申請事業を実施する結論となったため申請に及びました。

内容としては、宅地併用全体面積992.16㎡の土地に 木造2階建て、建築面積164.27㎡及び118.85㎡の共同住宅2棟、普通車16台分の駐車場、駐輪場を1基建設し、出入りは東側の市道から、排水は北側の既設水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが影響は軽微と思われ、申請者の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えます。

2番、申請人は三ツ合町の無職、〇〇〇〇さん。申請地は道悦四丁目の田、現況宅地の1筆、面積は130㎡で、物置敷地としての申請です。

場所は六合中学校から南東へ約340mに位置し、「第一種低層住居専用地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

内容としては、木造平屋建て、建築面積35.30㎡の物置敷地とする計画です。

許可基準に基づく検討状況は、物置についてはすでに建築されているが、当初計画にないものであることから、計画変更と再度の許可申請が出されていることから許可もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第56号の農地法第4条、2件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの2件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第57号 農地法第5条についてですが、1番案件は委員が関係する案件となりますので、分割して上程、審議いたします。

まず、1番案件を上程いたしますので、関係者となる園田委員の退席をお願いします。

（園田委員 退室）

○議長（山下 忍） それでは、1番案件について事務局の説明を求めます。

（議案第57号 農地法第5条について）

○事務局（山本次長） それでは、28ページになります。初めに議案を朗読させていただきます。

議案第57号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

なお、静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問する案件について、許可相当の答申があった場合は、農業委員会会長が許可するものとする。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、18件です。

ページが変わります。

1番、譲受人は旭三丁目の建設業、〇〇〇〇、譲渡人は阿知ヶ谷の農業、〇〇〇〇さん外4名です。

申請地は阿知ヶ谷の畑6筆、合計2,332㎡で、資材置場としての申請です。

場所は国道1号バイパス東光寺ICから南へ約750mに位置し、1種、2種、3種いずれの要件にも該当しない小集団の農地であることから、第2種農地のその他と考えられます。

理由ですが、今回の申請地は譲受人の作業所に隣接し、昭和62年から平成10年にかけて4回に亘って売買により取得されているが、農地法の許可を受けていなかったため、所有権移転が仮登記の状態であることが判明しました。先代の社長をはじめ、当時の担当者も現在は不在で、当時の事情が確認できませんが、無断転用の是正のため申請に及んだとのことでした。

計画ですが、申請地を資材置場として、重機7台を置き、約100m³の廃材の仮置場として利用する計画で、出入りは北側の自社資材置場から、雨水等の排水は地下浸透とし、余剰分は申請地の北側に新設する調整池を通して既設水路へ排水する計画です。

なお、今回の計画地の中に無番地の官地133㎡があるため、その取り扱いについて説明を求めたところ、本年6月に財務省東海財務局静岡財務事務所管財課との協議をし、地籍調査が終了し境界が確定した時点で公共用地売り払い許可申請をすることとし、それまでの間、使用することについて承諾を得ているとの報告を受けました。

また、この案件につきましては令和2年8月の現地調査会にて委員の皆様にご審議いただきましたが、雨水排水対策について土地利用計画承認と同様に検討するようにとの意見が出され、いったん許可申請の取り下げとなっていたもので、雨水排水対策の検討がなされたため再度の許可申請となります。雨水排水対策については水利計算書に基づき、計画地の北西に277.82㎡の調整池を設置する計画となっており、流量計算等については市の技術職員にて確認を行いました。

許可基準に基づく検討状況は、北側に農地が残りますが雨水排水対策についても検討されており影響は軽微と思われ、無断転用に対する始末書も添付されており、原状回復も困難と思われることから許可するにやむを得ないと思われれます。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第57号の農地法第5条の1番案件について、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

園田委員の入室を許可します。

（園田委員 入室）

○議長（山下 忍） 続きまして、議案第57号 農地法第5条のうち1番案件を除く17件について、事務局の説明を求めます。

○事務局（山本次長） それでは、2番案件以降を説明いたします。

2番、譲受人は阿知ヶ谷の会社員、〇〇〇〇さん、譲渡人は本通七丁目の無職、〇〇〇〇さんで、計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は阿知ヶ谷の田、現況畑の2筆、面積は合計で270㎡、自己住宅敷地としての申請です。

場所は国道1号バイパス東光寺ICから南へ約660mに位置し、1種、2種、3種いずれの要件にも該当しない小集団の農地であることから、第2種農地のその他と考えられます。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画としては、申請地に木造平屋建て、建築面積82.91㎡の住宅1棟を建築し、出入りは北側の市道から、排水は南側の既存水路へ排水する計画です。

なお、この排水先について、現地調査会において園田委員より御質問がありましたので回答いたします。

排水の流れが図面の示す方向と逆ではないかとの御質問につきまして、申請代理人である行政書士に確認を依頼したところ、排水先の検討のため申請地周辺の勾配を測量した図面の提出と説明がありました。

内容といたしましては、排出先の用悪水路の勾配については現地調査会にて配布いたしました資料のとおり南東方向への流れとなっており、その先の排水路や放流先についても水道業者にて確認を行っているとのことでした。

また、水路の管理担当部局であるすぐやる課にも確認をしたところ、排水路は最初は南東側に向かって流れ、その後北東の向きになり別の排水路に合流し、最終的には東光寺谷川に繋がっていることを確認しました。

許可基準に基づく検討状況は、周囲に農地はなく宅地等に囲まれた農地であり、変更後計画人の資力に問題がなく事業実施の確実性が高いことから、許可もやむを得ないと考えます。

3番、譲受人は藤枝市青木二丁目の宅地建物取引業、〇〇〇〇、譲渡人は稲荷一丁目の無職、〇〇〇〇さんです。

申請地は稲荷二丁目の田、1筆456㎡で、分譲宅地としての申請です。

場所は島田第一小学校から北西へ約150mに位置し、「第一種中高層住居専用地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、譲受人は藤枝市にて宅地建物取引業を営んでおり、この度当該地区にて分譲地を探していたところ適地が見つかり譲渡人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、実測面積637.30㎡の土地を1区画あたり212.35㎡から212.50㎡の3区画に分譲する計画で、排水は既設の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、用途地域内の農地であり、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。4番、賃借人は島の運送業、〇〇〇〇、賃貸人は牛尾の農業、〇〇〇〇さんです。

申請地は牛尾の畑、1筆999㎡で、車輛置場としての申請です。

場所は新東名島田金谷ICから北東へ約500mに位置し、「工業地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、賃借人は島にて運送業を営んでおりますが、現在大型トラックの車輛置場が不足しており苦慮していたところ賃貸人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、申請地に大型トラック10台分の駐車場とする計画で、侵入は東側の市道から、雨水排水は砕石敷きとするため地下浸透となります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが影響は軽微と思われ、用途地域内の農地でもあり、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。5番、賃借人は中溝町の建設工事業、〇〇〇〇、賃貸人は落合の会社員、〇〇〇〇さんです。

申請地は落合西の畑、1筆2,638㎡で、資材置場として一時転用の申請です。

場所はローズアリーナから北へ約200mに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

理由ですが、賃借人は市内において土木工事業を営んでおり、今般、野田・元島田地内排水路新設工事を受注したことから、近隣において資材置場を探していたところ、賃貸人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、建設資材や残土、砕石置場として使用する計画で、一時転用期間は農地復元期間を含み、令和2年11月16日から令和3年5月15日までの約6ヶ月を予定しています。

許可基準に基づく検討状況は、公共事業に伴う一時転用であり、工事現場に隣接し、工事を実施するに必要不可欠なものであり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、農地復元計画等も提出されており、許可もやむを得ないと考えま

す。6番、譲受人は川根本町の宅地建物取引業、〇〇〇〇、譲渡人は川根町抜里の農業、〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町抜里の畑、1筆101㎡で、駐車場としての申請です。

場所は抜里公民館から西へ約170mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、譲受人は川根本町にて宅地建物取引業を営んでおり、この度申請地西側の古民家の活用事業のため申請地を駐車場として利用したく譲渡人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、申請地に普通車3台分の駐車場を整備し、出入りは南側の市道から、雨水排水は砕石敷きとするため地下浸透となります。

許可基準に基づく検討状況は、北側に農地は残りますが営農への影響は軽微と思われ、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可もやむを得ないと考えま

す。7番、賃借人は湯日の建設工事業、〇〇〇〇、賃貸人は岸町の無職、〇〇〇〇さんです。

申請地は岸町の田、2筆合計1,366㎡で、資材置場として一時転用の申請です。

場所は岸三組公民館から南東へ約65mに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

理由ですが、賃借人は市内において土木工事業を営んでおり、今般、東光寺谷川予防保全緊急対

策工事を受注したことから、近隣において資材置場及び現場事務所用地を探していたところ、賃貸人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、安全資材や残土置場のほか、駐車場5台分と建築面積16.68㎡の仮設事務所を設置する計画で、一時転用期間は農地復元期間を含み、令和2年11月17日から令和3年4月30日までの約5ヶ月を予定しています。

許可基準に基づく検討状況は、公共事業に伴う一時転用であり、工事現場に隣接し、工事を実施するに必要不可欠なものであり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、農地復元計画等も提出されており、許可するにやむを得ないものと考えます。

8番、譲受人は岸町の主婦、〇〇〇〇さん、譲渡人は静岡市葵区の無職、〇〇〇〇さんです。

申請地は岸町の畑、現況雑種地の1筆、面積は261㎡で、自己駐車場及び貸し駐車場としての申請です。

場所は岸スポーツ広場から北西へ約110mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画としては、申請地に普通車8台分の駐車場を整備し、内2台分は自家用、6台分は貸し駐車場とするもので、出入りは東側の市道から、雨水排水は砕石敷きとするため地下浸透とする計画です。

許可基準に基づく検討状況は、宅地等に囲まれた農地であり、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

9番、使用借人は大柳の会社員、〇〇〇〇さん、使用貸人は阪本の団体職員、〇〇〇〇さんで、親子間の使用貸借となります。

申請地は阪本の畑、1筆259㎡で自己住宅敷地としての申請です。

場所は谷口公民館から南東へ約140mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、使用借人は大柳のアパートに居住しておりますが、子供の就学の関係で来年の4月までに戸建て住宅を建築したいと考え、父である使用貸人に相談したところ話がまとまったことから申請に及びました。

計画としては、申請地に木造2階建て、建築面積58.79㎡の住宅1棟と3台分の駐車場を建築し、出入りは北側の市道から、排水は隣接宅地の既設の側溝を通じて水路へ排水する計画となっております。

許可基準に基づく検討状況は、南側に農地はありますが営農への影響は軽微と思われ、使用借人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可もやむを得ないと考えます。

10番、譲受人は阪本の運送業 〇〇〇〇、譲渡人は湯日の会社員兼農業、〇〇〇〇さん外1名です。

申請地は阪本の田、2筆合計1,025㎡で、自動車整備工場敷地としての申請です。

場所は沼伏公民館から南東に約140mに位置し、1種、2種、3種いずれの要件にも該当しない小集団の農地であることから、第2種農地のその他と考えられます。

理由ですが、譲受人は阪本にて運送業を営んでおりますが、自動車整備工場を自社運営したく適地を探していたところ譲渡人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、申請地に鉄骨造合金メッキ鋼板葺き平屋建て、建築面積309.06㎡の工場1棟と普通車3台分の駐車場を建設する計画で、侵入は北側の道路からとなります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地はなく、代替性の検討も行われており、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

11番、譲受人は静岡市清水区の宅地建物取引業、〇〇〇〇さん、譲渡人は静岡市葵区の〇〇〇〇相続財産管理人で弁護士の〇〇〇〇さんです。

申請地は島の田、現況雑種地の2筆、面積は合計334㎡で、特定建築条件付売買予定地としての申

請です。

場所は夢づくり会館から南東へ約360mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画としては、申請地を含む隣接する宅地を併用した全体面積338.61㎡の土地を1区画整備し、特定建築条件付売買予定地とする計画で、土地への出入りは南側の市道から進入し、排水は東側の側溝へ排水する計画です。

なお、この特定建築条件付売買予定地の要件3点について確認します。

まず1点目は転用事業者と土地購入者が土地購入の際に建築業者と建築請負契約を締結すること。

2点目として、建築請負契約を締結しなかった場合には土地の売買契約自体が解除されることを土地売買契約時に約束すること。

これら2点については、不動産売買契約書の案に特約事項として記載があります。

3点目は、許可を受けた土地全てを販売することができないと判断したときは、転用事業者自らが住宅を建築して建売として販売することとされており、計画では令和9年4月頃までに自ら住宅を建築し販売するとしています。

許可基準に基づく検討状況は、周辺に農地はなく、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われまます。

12番、譲受人は高熊の宗教法人、〇〇〇〇、譲渡人は高熊の無職、〇〇〇〇さん外1名です。

申請地は高熊の畑、2筆合計676㎡で、駐車場としての申請で、令和2年1月に農振農用地区域(青地)から除外されています。

場所は大井川鉄道福用駅から北東に約1kmに位置し、1種、2種、3種いずれの要件にも該当しない小集団の農地であることから、第2種農地のその他と考えられます。

理由ですが、譲受人は高熊にて宗教法人を営んでおりますが、寺院が山の上にある葬儀等の際に駐車場が満車となった場合は山を下ったところにある駐車場を借りるしかなく、来客者に迷惑をかけており苦慮していたところ、譲渡人と話がまとまったことから申請に及びました。

計画としては、申請地に普通車15台分の駐車場を建設する計画で、侵入は南側の道路から侵入となります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地はなく、代替性の検討も行われており、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、農振除外申請の目的どおりの転用申請のため許可するにやむを得ないと思われまます。

13番、使用借人は道悦四丁目の地方公務員、〇〇〇〇さん外1名、使用貸人は三ツ合町の無職、〇〇〇〇さんで、親子間の使用貸借となります。

申請地は道悦四丁目の農地1筆、面積は218㎡で、自己住宅敷地としての申請です。

場所は六合中学校から南東へ約340mに位置し、「第一種低層住居専用地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画としては、申請地に軽量鉄骨造2階建て、建築面積53.90㎡の住宅1棟と駐車場3台分を整備する計画で、出入りは南側の市道から、排水は北側の水路に配水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、西側に農地は残りますが営農への影響は軽微と思われ、使用借人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われまます。

14番の案件は、土地所有者が番生寺の農業、〇〇〇〇さん、転用計画者は土地所有所の〇〇〇〇さんと妻の〇〇〇〇さんで、4条と使用貸借による5条を併用した申請となります。

申請地は番生寺の田、現況宅地の2筆、面積は合計401㎡で、店舗兼住宅敷地としての申請です。

場所は金谷消防署から西へ約30mに位置し、自動車専用道路のICから300m以内の農地であることから、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画としては、申請地に木造2階建て、建築面積92.74㎡の店舗兼住宅1棟と駐車場7台分を整備する計画で、出入りは西側の道路から、排水は東側の水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、周囲に農地はありますが影響は軽微と思われる、使用借人等の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。15番、譲受人は三島市の自営業、〇〇〇〇さん、譲渡人は南一丁目の自営業、〇〇〇〇さんです。申請地は福用の畑、1筆47㎡で、駐車場としての申請です。

場所は駿遠学園から南西に約160mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、譲受人は申請地に隣接する住宅に転居する予定であるが、駐車場がなく苦慮していたところ譲渡人との話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、申請地に普通車2台分の駐車場を確保する計画で、侵入は南側の市道から侵入となります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが影響は軽微と思われる、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。16番、譲受人は東京都新宿区の宅地建物取引業、〇〇〇〇、譲渡人は元島田の無職、〇〇〇〇さんです。

申請地は元島田の田、2筆合計302.01㎡で、分譲宅地としての申請です。

場所は島田実業高等専門学校から北西へ約110mに位置し、「第一種中高層住居専用地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、譲受人は宅地建物取引業を営んでおり、この度当該地区にて分譲地を探していたところ適地が見つかり譲渡人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、申請地を149.59㎡と152.09㎡の2区画に分譲宅地とする計画で、排水は南側の既設の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、用途地域内の農地であり、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。17番、譲受人は栄町の宅地建物取引業、〇〇〇〇、譲渡人は向島町の農業、〇〇〇〇さん他2名です。

申請地は稲荷四丁目の農地、6筆合計1,599㎡で、分譲宅地としての申請です。また、全体面積では1,000㎡を超えるため、土地利用事業審査の対象案件となっています。

場所は稲荷町公会堂から南東へ約350mに位置し、「準工業地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、譲受人は市内にて宅地建物取引業を営んでおり、市内において分譲地を探していたところ適地が見つかり譲渡人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、他地目併用全体面積1,933.49㎡の土地を1区画あたり181.74㎡から244.18㎡の7区画に分譲する計画で、排水は新設する道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、用途地域内の農地であり、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。18番につきましては、面積が3,000㎡を超えることから県への諮問案件となります。

譲受人は向島町の宅地建物取引業、〇〇〇〇、譲渡人は向島町の無職、〇〇〇〇さん他5名です。

申請地は若松町、向島町の農地、16筆合計8,122㎡で、分譲宅地としての申請です。また、全体面積では1,000㎡を超えるため、土地利用事業審査の対象案件となっています。

場所は若松町公会堂から南へ約50mに位置し、「第一種住居地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、譲受人は市内にて宅地建物取引業を営んでおり、市内において分譲地を探していたところ適地が見つかり譲渡人と話しがまとまったことから申請に及びました。

計画としては、他地目併用全体面積9,588.25㎡の土地を1区画あたり165.96㎡から346.98㎡の33

区画に分譲する計画で、排水は新設する道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、用途地域内の農地であり、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（塚本仁司） これらの議案が許可された場合、申請人に許可書が送達されるまでの日数は何日くらいかかるのか。

○事務局（紅林主査） 総会以降、許可書交付までの流れを説明させていただきます。本日の総会でご承認いただいた案件につきましては、このあと事務局において許可日を本日付けとする許可書の作成や、決裁等の事務手続きにおおむね5日程度をいただき、申請者に許可書を交付する流れとなります。

なお、事業面積が1,000㎡を超える場合は、市の土地利用事業承認案件となるため、土地利用の承認日が農業委員会の総会の後となる場合は、土地利用承認日と同日で農業委員会の許可日としています。また、事業面積が3,000㎡を超える案件がある場合は県の開発許可案件となるほか、転用面積が3,000㎡を超える場合は静岡県農業委員会ネットワーク機構へ意見を聞くこととなっていることから、いずれか遅い日付に合わせて許可日となります。

○議長（山下 忍） その他、ご質問も無いようですので採決したいと思います。この議案第57号 農地法第5条について、1番案件を除いた17件のうち1件については静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申があった場合に許可することとし、また残りの16件については申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第57号の16件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

また、諮問する1件については、許可相当の答申があった場合に許可することにいたします。

暫時休憩とします。

（休憩 午後2時57分）

（再開 午後3時5分）

○議長（山下 忍） それでは、会議を再開します。

次に、議案第58号 非農地証明願について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第58号 非農地証明願について）

○事務局（山本次長） それでは、34ページになります。

議案第58号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

ページ変わります。

申請者は中溝町の〇〇〇〇さん。

申請地は、野田の畑6筆で合計面積は2,511㎡。用途は山林、原野です。時期としましては平成22年8月頃からとなっております。

場所は、上野田公会堂より東に500mに位置します。

事由につきましては、以前は茶畑でしたが長期間耕作しなかったことにより山林化し、また、土砂崩れ防止の壁の内側に位置する農地であり、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である場合に該当することから、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。

なお、今後は、隣接地に居住する方が一括して管理していくとのことですので。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第58号 非農地証明願、1件について、申請書の提出のとおり証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの1件につきましては、申請書の提出のとおり証明することに致します。

○議長（山下 忍） 次に議案第59号 農用地利用集積計画について、312件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第59号 農用地利用集積計画について）

○事務局（山本次長） それでは、36ページをご覧ください。

議案第59号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第8号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和2年11月13日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

総数は312件で、その内訳ですが、所有権移転はありません。

利用権設定につきましては使用貸借が179件で313,496.28㎡、賃貸借が81件で137,260㎡、使用貸借の転貸が51件で118,522.54㎡、賃貸借の転貸が1件で2,282㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっております。

ページ変わります。

利用権設定につきましては、貸付期間ごとに、利用権の種類と備考欄の設定の別を申し上げて説明とさせていただきます。

37ページ、2年の設定です。件数は2件で合計面積は5,731㎡、権利の種類はいずれも使用借権で、新規設定です。

38ページから40ページ、3年の設定です。件数は19件で合計面積は30,536㎡、権利の種類は賃借権2件、使用借権が17件で、新規設定が17件、再設定が2件です。

41ページから60ページ、5年の設定です。件数は128件で合計面積は225,479.28㎡、権利の種類は賃借権55件、使用借権が73件で、新規設定が127件、再設定が1件です。

61ページ、6年の設定です。件数は5件で面積は12,137㎡、権利の種類は賃借権1件、使用借権

が4件で、いずれも新規設定です。

62ページ、8年の設定です。件数は3件で面積は3,940㎡、権利の種類は賃借権2件、使用借権が1件で、すべて新規設定です。

63ページ、9年の設定です。件数は1件で面積は571㎡、権利の種類は賃借権で、新規設定です。

64ページから80ページ、10年の設定です。件数は101件で合計面積は171,453㎡、権利の種類は賃借権19件、使用借権が82件で、すべて新規設定です。

81ページ、15年の設定です。件数は1件で合計面積は909㎡、権利の種類は賃借権で、新規設定です。

続いては、農地中間管理機構を通じた転貸による農地の貸借です。82ページをご覧ください。

設定期間5年間の内容です。合計面積2,282㎡、貸人、借人ともに1人ずつで、権利の種類は賃借権、新規設定です。

83ページから96ページ、設定期間20年間の内容です。こちらは切山地区の茶園基盤整備事業関連の取組による集積で、合計面積118,522.54㎡、貸人が51人、借人は8人で、権利の種類はすべて使用貸借で新規設定です。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 設定期間20年間の案件については切山地区の茶園基盤整備事業に関連した貸借とのことであるが、今回の設定は51人の土地所有者から農地中間管理機構が農地を借り上げ、8人の耕作者に貸し付けされるということによいか。

その場合、基盤整備の区域内にある農地については、今回集積される8人の耕作者の自園地も農地中間管理機構を通じた利用権設定の中に含まれているのか。

○事務局（堀井事務局長） 今回の基盤整備事業は農地中間管理事業を活用した事業で、現在51人が所有する農地を一度農地中間管理機構が借り受け、地域の担い手となる8人の耕作者に集積することになり、貸し付けを受ける8人の農地につきましても今回の利用権設定の中に入っております。

なお、今回の貸借については使用貸借となっておりますが、これは基盤整備が行われて農地の再配分が行われたのちに売買や賃料が発生する場合には、再度それぞれの手続きを行うこととなります。

○議長（山下 忍） その他、ご質問が無いようでございますので、採決いたします。

この議案第59号の農用地利用集積計画、312件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員全員の賛成をいただきました。よって、この312件につきましては、計画書の提出どおり決定することに致します。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、総会を閉会いたします。